

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
おきか
げます)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇ 告 示 土地収用法による土地の立入り(管理課)

建築基準法による公開による聴聞(建築課)

◇ 告 示 ぶぐ処理師試験等の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第九百十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年十一月二十六日

一 起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空電線路 五〇〇KV第二ルート中幹線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町畑池字大平ル、字梨木谷、字原ケ林、字大堤、字中ノ谷、字樋ケ谷、字池田山、字北谷奥、字下ノ谷、字大畑、字番匠奥、字上ノ名谷、字権現谷、字土居谷奥及び字森谷奥、福居字ワサ谷、字樋ケ谷、字大成、字石グロ、字七百田、字畦高空ラ及び字大端、焼杉字種井ケ谷、字高帽子奥、字峠ノ谷、字焼杉山東及び字焼杉山並びに福岡字カナクソ奥、字水ノ子奥、字大正谷奥北平及び字小正谷奥北平ラ並びに西伯郡西伯町大字東上字牛子山、字水谷山、字モジオ、字カズラ畑、字奥山、字鉦場及び字アセブ尻、大字上中谷字笹畑西山、字桐ノ木山、字古屋敷向い、字椿ケ谷、字フロノ下モ、字コリカキ、字コリカキ谷、字ヘイ塔、字古屋敷、字古屋敷下向、字障子カ滝、字上ミ向、字向山上ミ、字川向、字古屋敷道ノ上、字上ミ家奥谷山、字小屋畑平山、字境谷、字大瀬谷山、字梨子ケ谷山、字モガ塔、字モガ谷山、字モクロ谷山、字モクロ谷下平、字久瀬谷山、字イシボトケ回り、字シャウブモト、字桜ガ峠山、字国封谷、字中ノ谷山、字カウノ谷山、字シャウフ上、字鏡公谷、字ジャクシヨウ、字シンサホリ上、字ハンド、字盆花、字ナカグラ、字カミゾフリ山、字カミゾフリ奥、字大原山、字夏牛山、字イケノ谷山、字大熊谷山、字尾熊谷、字上原、字カモウジ、字シモウジ、字シモウジ尻、字塔ノ奥、

字塔林、字小熊谷山、字スメガ谷、字上ミ井手ガ谷、字コトホリ、字安見石、字空ゴヤ、字タカマツ、字カンダニ、字井ノ奥山、字狐尾、字サンコ石南谷、字セトカ塔、字中倉、字チモト山、字サンゴ石山、字サンコ石中谷、字サンコ石奥、字笹畑東山、字上ソウリ、字夏牛大原、字家迎、字池ノ谷、字古屋敷鈿原、字古屋敷鈿床及び字古屋敷道ノ上山並びに大字下中谷字驛牛山及び字寺谷山

四 立ち入らうとする期間

平成五年十一月二十六日から平成六年十二月三十日まで

鳥取県告示第九百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

平成五年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

平成五年十一月三十日午前十時から

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県庁第二庁舎第二十一会議室（五階）

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第三項ただし書きの規定により次の建築物の建

築の許可をしようとするものである。

- (1) 申請者
鳥取市立川町三丁目四一六
小谷美耶子
- (2) 建築物の位置
鳥取市立川町三丁目四〇四、四〇五―九及び四一九
- (3) 建築物の用途
自動車庫庫
- (4) 工事種別
新築
- (5) 建築物の構造
鉄骨造平家建
- (6) 建築物の面積
建築面積 四六五・七四平方メートル
延べ面積 四六五・七四平方メートル

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成5年11月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成6年1月20日（木）午前10時から12時まで
 (2) 実地試験 平成6年1月20日（木）午後1時から

2 試験の場所

- (1) 学科試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所
 (2) 実地試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格を有する者

- (1) ふぐ処理師試験

平成6年1月20日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

- (2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

- (1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

- (2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

- 5 受験願書の受付期間

平成6年1月5日（水）から同月7日（金）まで

- 6 受験願書の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）に持参すること。

- 7 受験願書の添付書類

- (1) ふぐ処理師試験

(ア) 履歴書

(イ) 戸籍謄本又は戸籍抄本

(ウ) 写真（出願6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの）
 で名刺型のもの）

(エ) 魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の所轄保健所の長の証明書

- (2) ふぐ調理師試験

- (7) 履歴書
- (イ) 写真（出願6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので名刺型のもの）
- (ウ) 調理師免許証の写し
- 8 受験手数料及びその納付方法
受験手数料は、8,940円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
なお、既納の手料は、還付しない。
- 9 試験当日の携行品
- (1) 受科試験
受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験
受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物
- 10 合格者の発表
平成6年1月31日（月）に所轄保健所に掲示する。
- 11 その他
詳細については、所轄保健所に問い合わせること。